

○群馬県警察情報セキュリティ委員会運営要綱の制定について（例規通達）

平成23年6月21日群本例規第20号（情管）警察本部長

改正

平成27年3月群本例規第8号（総企）

平成29年3月群本例規第3号（務）

平成30年3月20日群本例規第6号（情管）

平成31年2月26日群本例規第7号（務）

令和4年3月9日群本例規第6号（務）

群馬県警察情報セキュリティに関する訓令（平成15年群馬県警察本部訓令甲第12号）第4条第3項の規定により、別添のとおり群馬県警察情報セキュリティ委員会運営要綱を制定したので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、群馬県警察情報セキュリティ委員会運営要綱の制定について（平成18年群本例規第40号）は、廃止する。

別添

群馬県警察情報セキュリティ委員会運営要綱

1 任務

群馬県警察情報セキュリティ委員会（以下「委員会」という。）の任務は、次に掲げる事項の審議とする。

- （1） 管理対象情報の分類及び対策の基準
- （2） 遵守事項に対する例外措置の適用の申請を審査するための手続
- （3） （1）及び（2）に定める事項の見直しを行う必要性の有無
- （4） 警察情報セキュリティに関する監査計画
- （5） 警察情報システム等及び管理対象情報に係る情報セキュリティに関する監査結果（以下単に「監査結果」という。）に基づく対策
- （6） 警察情報システム等及び管理対象情報に係る情報セキュリティが侵害された際の再発防止対策その他群馬県警察における情報セキュリティに関する事項で、委員長が重要と認めるもの

2 構成

委員会は、委員長のほか、副委員長及び委員をもって組織し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

副委員長 サイバーセンター長

警務部総務統括官

警務部警務課長

委員 警務部監察課長

警務部情報管理課長

生活安全部生活安全企画課長

地域部地域課長

刑事部刑事企画課長

交通部交通企画課長

警備部警備第一課長

3 分科会

- （1） 委員会に、次に掲げる事項を調査審議させるため、分科会を置く。

ア 監査結果に基づく対策に関すること。

イ 警察情報システム等及び管理対象情報に係る情報セキュリティその他群馬県警察における情報セキュリティに関する情報の収集及び整理に関すること。

- （2） 分科会に、分科会長を置き、警務部情報管理課長をもって充てる。

- （3） 分科会は、委員長が指定する者をもって組織する。

4 運営

- （1） 委員長は、毎年1回委員会の定例会を招集し、又は必要に応じて委員会の臨時会を招集し、その議事を主宰する。

- （2） 委員長に事故のあるときは、警務部総務統括官が委員長の職務を行う。

- (3) 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し委員会への出席を求めることができる。
- (4) (1)から(3)までに規定するもののほか、委員会及び分科会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

5 庶務

委員会及び分科会の庶務は、警務部情報管理課において処理する。

前 文（抄）（平成30年3月20日群本例規第6号（情管））

平成30年4月1日から施行する。

前 文（抄）（平成31年2月26日群本例規第7号（務））

平成31年3月8日から施行する。

前 文（抄）（令和4年3月9日群本例規第6号（務））

令和4年3月18日から施行する。（後略）